平成２９年（フ）第１２６５号
東京都小金井市梶野町５丁目３番28―406号　グランパルク小金井
債務者　小島　明美
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６８５号
神奈川県藤沢市善行坂２丁目11番36号　ガンバＳＩＭＵＲＡ103
債務者　田中廣太郎
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６８６号
神奈川県藤沢市善行坂２丁目11番36号　ガンバＳＩＭＵＲＡ103
債務者　田中　美恵
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６９９号
神奈川県海老名市柏ケ谷552番地の１　かしわ台コーポ102
債務者　石井　信雄
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６８９号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン14―５号棟702号
債務者　黒田　真浩
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１０２９号
埼玉県上尾市大字地頭方618番地８
破産者　株式会社アークバレー
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０号
岡山県美作市林野313番地１
破産者　拓美社有限会社
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１１２号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場53番地の３
破産者　有限会社柏木製作所
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１５９号
群馬県伊勢崎市香林町１丁目1301番地49
破産者　株式会社幸夢
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７５号
東京都渋谷区笹塚２丁目22番２号
破産者　株式会社Ｓｔｏｃｋ　ｍａｎ
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６８１号
名古屋市中村区上石川町４丁目60番地
破産者　株式会社ライフワークマネージメント
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６８２号
愛知県津島市百島町字献上15番地
破産者　賀川　義伸
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８５５号
名古屋市東区白壁２丁目16番38号
破産者　株式会社ヒエイ
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５４１号
大阪市西淀川区中島２丁目10番12号
破産者　吉田自動車工業株式会社
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６１号
宮城県角田市角田字中島下505番地
破産者　有限会社杉山建材店
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１９５号
群馬県前橋市元総社町3722番地１ＮＳビル１Ｆ
破産者　株式会社ラ・クラージュ
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２３号
東京都あきる野市伊奈1187番地３シャンベトル105号室、破産手続開始決定時の住所東京都あきる野市下代継403番地５
破産者　大口富美幸
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５５７号
東京都小平市花小金井３丁目24番２号ハイムサンアーク101号、破産手続開始決定時の住所東京都小平市栄町２丁目29番５―201号
破産者　大谷　　誠
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７２２号
東京都三鷹市大沢４丁目20番７号
破産者　伊東　明世
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９４５号
東京都東大和市南街６丁目１番地の１ミナミマンション301号
破産者　江口　紀子
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部